



「今」と「これから」の笑顔のために

島根の不登校支援リーフレット＜教職員向け＞

児童生徒が、笑顔があふれ、充実した日々を「今」も「これから」も過ごすことができるよう、全ての児童生徒、不登校の児童生徒に対して、今取り組んでいることやこれから取り組もうと考えていることを、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協働し、丁寧に積み重ねていくことが、島根の不登校支援です。

子どもたちに関わる大人の笑顔が子どもたちの笑顔をつくります。

学校は、校長のリーダーシップのもと、学校内外の様々な人や機関の力を借りながら、不登校児童生徒（本人・家庭）及び不登校児童生徒を支える人（担任・養護教諭・教育相談コーディネーターなど）を支えています。



今の笑顔のために

学校は、全ての児童生徒にとって、他者との絆を感じながら、安全・安心な居場所となる魅力ある学校・学級づくりを進めます。

また、全ての児童生徒のSOSを出す力の獲得と、教職員の児童生徒の変化に気付きSOSを受け止める力の向上、学校の教育相談体制の充実等を図ります。

これからの笑顔のために

学校、家庭、地域、関係機関は、不登校の児童生徒が、適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現を目指していけるよう、個々の状況に応じた具体的な支援を展開していきます。



＜リーフレットについて＞

このリーフレットは、最近の不登校支援に関する国の法律や基本的な考え方、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である『生徒指導提要』（令和4年12月）等を踏まえて作成しています。

学校・教職員が不登校支援について確認したいときや教職員研修等で活用いただけるよう、随所にQRコードを設け、必要な情報が得られるようにしています。



令和5年8月
島根県教育委員会



生徒指導提要（令和4年12月）



【不登校に関する留意点】

不登校児童生徒への支援に当たっては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められる。

魅力ある学校づくりと同時に、不登校の多様な要因や背景を適切にアセスメントして対応方針を定め、多職種の専門家や関係機関と連携してチーム学校としての体制を整備することが重要。



義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 （平成29年2月14日施行（一部平成28年12月14日施行））

【目的】

この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨のっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要事項を定めることにより教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

【基本理念】

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。



義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日文科科学大臣決定）

【基本的な考え方】

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること

不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること など





生徒指導の重層的支援構造という概念を参考に、不登校の支援について整理しています。

生徒指導提要では、生徒指導における児童生徒への対応等に関し、対象範囲と課題性等の観点から、2軸3類4層の「重層的支援構造」という概念を用いています。

次の表は、不登校に関する生徒指導の重層的支援構造を理解するために整理したものです。



2軸	3類4層		対象範囲	課題性等	必要な対応等	チーム等
常態的 先行的 (プロアクティブ)	① 発達支持的 生徒指導 【4ページ】		全ての児童生徒	特定の課題を 意識しない	児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「わかりやすい授業」の工夫	全教職員
	課題予防的 生徒指導	② 課題未然 防止教育 【5ページ】	全ての児童生徒	特定の課題を 意識する	児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気付きSOSを受け止める力の向上、及び教育相談体制の充実	全教職員
③ 課題早期 発見対応 【6ページ】		気になる一部の児童生徒				
即応的 継続的 (リアクティブ)	④ 困難課題対応的 生徒指導 【7ページ】		特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒	深刻 重大 長期	ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC・SSWなどによるカウンセリング及び別室登校や校外関係機関と連携した継続的支援	全教職員 C ネットワーク型 支援チーム(※)

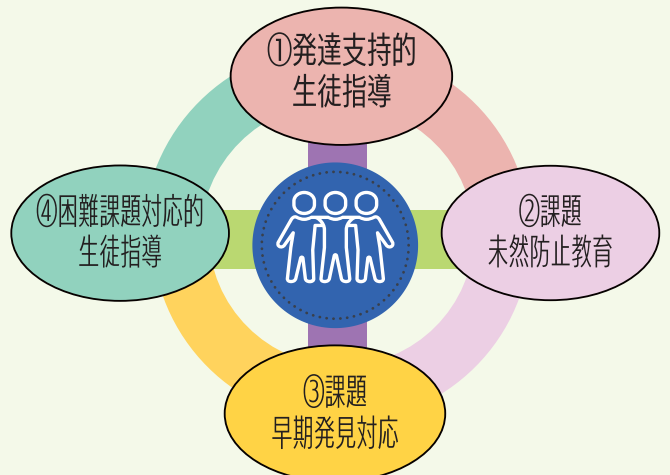
- ※チーム： A 機動的連携型のメンバー例
⇒ 担任、生徒指導主事等
B 校内連携型のメンバー例
⇒ Aに加え、教育相談コーディネーター・学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・SC・SSW等校内の教職員
C ネットワーク型のメンバー例
⇒ Bに加え、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関等のメンバー

※上の表内の【〇ページ】は、このリーフレットの該当ページです。



生徒指導の重層的支援構造の4つの層は、円環的な関係にあることが指摘されています。

①「発達支持的生徒指導」や②「課題未然防止教育」の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、③「課題早期発見対応」や④「困難課題対応的生徒指導」を広い視点から捉え直すことが、**発達支持的生徒指導の更なる充実**につながるといふ円環的な関係(右図)にあると言えます。その意味からも、これからの生徒指導においては、常態的・先行的(プロアクティブ)生徒指導の創意工夫が一層必要になると考えられます。



生徒指導提要をもとに作成

1 不登校対策につながる発達支持的生徒指導

(1) 安全・安心な居場所づくり

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級が安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要です。



生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を意識し、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感できるように、生徒会（児童会）活動などを意図的に計画していくことも大切です。

← 令和4年10月に開催された「しまね子ども絆づくりサミット」及び令和5年1月に開催された「全国いじめ問題子供サミット」に参加した、浜田市立旭中学校の生徒会の取組を紹介しているポスターです。先輩たちから引き継いだ伝統ある活動を継承しつつ、自分たちが始めた活動を加え、生徒会活動を充実させています。

児童生徒の主体的な取組を「しまね絆づくりサミット」で発表するよう児童生徒に働きかけてみませんか？児童生徒の自己有用感がさらに向上します。

魅力ある学校づくりについての参考資料
国立教育政策研究所『生徒指導リーフ』



「魅力ある学校づくり検討チーム」報告
文部科学省HP



(2) 生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくり

授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となります。教科の指導と生徒指導を一本化させた授業づくりが、児童生徒の発達を支え魅力ある学級づくりに繋がります。

生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくりの例

1) 自己存在感の感受

- 児童生徒の顔を見ながら名前を呼んでいる。
- 誤った解答でも、全員で考えるきっかけとするなどして大切に扱っている。
- 児童生徒の作品等を返却する際、よい点や成長等を認める言葉を添えている。 など

2) 共感的な人間関係

- 「聴く」ことを重視した話し合い活動を取り入れている。
- 問題演習などの場面では、互いに教え合う時間を意図的に設定している。
- 教師がともに努力しようという姿勢で関わっている。 など

3) 自己決定の場

- 「意思決定」の場を意図的に設けている。
- 身近な題材を取り上げるなど、自分たちで課題を設定し、追究する活動機会を設けている。
- 自分の考えや根拠を示して述べる場面を設けている。 など

4) 安全・安心な居場所づくり

- 授業のルールを児童生徒と一緒につくっている。
- 児童生徒の他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などに毅然とした対応をしている。
- 児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等は行わない。 など

2 不登校対策としての課題未然防止教育

(1) 児童生徒のSOSを出すことの大切さ

誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩みを持つことは決して悪いことではなく、悩んだときに、人に話す・聴いてもらう(言語化する)ことの重要性を伝えるための取組を行うことが有効です。支援を求めた結果、適切に支援を受けることができた児童生徒ほど、SOSをきちんと出せる児童生徒に育っていきます。

全ての児童生徒を対象に、学校に配置されているSCの協力を得ながら生徒指導主任・主事や教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担任等を中心に課題未然防止教育を実践している事例があります。

- ・悩んだり困ったりしたときには、相談できる人がいるということを伝えるため、進学に合わせて、卒業前の小学校6年生や入学後の中学生や高校生に対し、配置のSCが全員面談(5分間から10分間)を行った。
- ・思っていることを上手に相手に伝える表現の仕方、ストレスマネジメントなどについて、担任や養護教諭とSCがTT(チームティーチング)で授業を行った。



平成30年8月31日付け文部科学省通知に記載されている教材例 ⇒

(2) 教職員の相談力向上

教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行い、教職員の意識改革や教育相談に携わるための力量の向上を図ることが望まれます。そのためにSCやSSWや外部の専門機関等と連携していくことも大変有効です。



- ・教員とSC、SSWによるコンサルテーションやケース会議、「子どもを語る会(児童生徒の支援についての情報共有)」の場で、専門的な視点から不登校の背景要因や具体的な関わりについてSC、SSWから助言を受けることにより、児童生徒の見方や支援の幅が広がった。
- ・SCやSSWが講師となり、アンガーマネジメントや事例検討など、各学校の実態に応じた職員研修を行うことで、児童生徒理解や支援方法などの理解が深まった。

研修等で知識や技能を身につけることはもちろんですが、児童生徒が「相談してみようかな」という、何でも話せるような雰囲気づくりや関係づくりが大切です。

課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。担当者やSC、SSWに全てを任せたり、単発で実施したりするのではなく、それぞれの学校の児童生徒の状況に応じ、全教職員で共通理解のもと実施することが大切です。

このような取組をとおして、新規の不登校児童生徒数を減らしていくことが重要です。

3 不登校対策における課題早期発見対応

(1) 気付きと情報共有

不登校の予兆を早期に把握するためには、児童生徒の言葉・行動・表情に気を配るとともに、友人関係等幅広い事項について児童生徒の「ちょっとした変化」や「小さな成長」に気付けるよう、アンテナを高くしておく必要があります。

不登校の予兆を早期に把握するために定期的に実施しているアンケートやアセスメントツールの活用、気になる児童生徒と学級担任やSC等による全員面接の取組なども効果的です。

また、早期対応に向けては、気になる児童生徒について、できる限り早期に複数メンバーで情報を共有し、検討・分析することが求められます。

アセスメントツールについてはこちら ⇒
児童生徒理解・支援シート参考様式（文科省）



観察のポイント【例】

登校時・下校時 <ul style="list-style-type: none">□登校を渋る□遅刻や早退が増加する□挨拶に元気がない	朝や帰りの会 <ul style="list-style-type: none">□体調不良をよく訴える□行事が近づくと体調不良になる□表情や目つきがいつもと違う
授業場面 <ul style="list-style-type: none">□学習用具に忘れ物が多い□ぼんやりとしている□友達と関わる場面でも参加しない	学校行事 <ul style="list-style-type: none">□参加への不安を訴える□行事が近づくと体調不良になる□行事への欠席が多くなる
休み時間 <ul style="list-style-type: none">□友達と遊びたがらない□一人で過ごすことを好む□外で遊ぶことを嫌がるようになる□保健室に行きたがる	給食（昼食）時 <ul style="list-style-type: none">□食べる量が極端に減る□食べる量が極端に増える□食欲がないと訴える□友達との会話が減る
部活動 <ul style="list-style-type: none">□休みがちになる□練習等への意欲が乏しい□友達と関わろうとしない	その他 <ul style="list-style-type: none">□保健室への来室が増える□今までできていたことができなくなる□用事もないのに職員室にくる

（参考資料）平成26年文部科学省
「学校における子供の心のケア～サインを見逃さないために～」

校内支援型連携チームによるスクリーニング会議



悩みや不安を抱える児童生徒を広く網にかけるようにスクリーニングします。欠席日数、遅刻・早退の回数、保健室の利用回数などスクリーニングにかける際の基準を決めておくことと、担任以外も対象の児童生徒を認識しておくことが、担任を支えとともに支援の遅れを防ぎます。

(2) 保健室・相談室等との連携



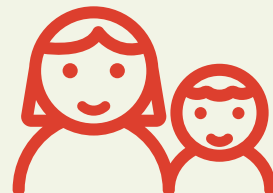
児童生徒の話を受け止める機会の多い養護教諭や教育相談コーディネーター、相談室等別室の担当者と学級担任等が連携し、適切に情報を共有することで、心身に不調のある児童生徒を早期に把握し、継続的に休み始める前に関わることが可能となります。

(3) 保護者との関係づくり



不登校の予兆を早期に把握し、早期支援につなげていくために、教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠と言えます。

また、児童生徒が不登校になることで不安や焦りを感じている保護者へのカウンセリング等を通じた支援も重要です。



4 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導

アセスメントの方法例

(1) 具体的な支援とアセスメントの重要性

不登校児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していきます。

児童生徒理解に加え、校内の支援体制で支えるのか、学校外の関係機関の力を借りるのか、その場合は、具体的にどの機関と連携するのかまで検討することが大切です。

このようにケース会議等で行われるアセスメントは、チーム支援の成否の鍵を握っています。

「次へのヒントが見つかるケース会議パッケージ」
島根県教育センター浜田教育センターHP



1) BPS (バイオ・サイコ・ソーシャル) モデル

児童生徒の課題を、生物学的要因、心理学的要因、社会的要因の3つの観点から検討します。例えば、不登校の児童生徒の場合、「生物学的要因(発達特性、病気等)」、「心理学的要因(認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティ等)」及び「社会的要因(家庭や学校的环境や人間関係等)」から実態を把握します。

2) 自助資源

児童生徒のよさ、長所、可能性等を探ります。

3) 支援資源

課題解決に役立つ人や機関・団体等を探ります。

(2) 安心して過ごせる居場所と丁寧な支援



別室として、保健室や相談室、別室用の小部屋などを用意している学校も増えています。別室で安心して過ごせるよう、本人の状況に合わせたプリントや課題の準備、学級と別室をオンラインで結んだ個別指導、教職員や支援員等による学習支援、SC、SSWによる個別面談なども行われています。不登校児童生徒への安全・安心な居場所の確保、丁寧な支援による自己肯定感の向上とともに、学習機会の保障も重要です。

また、本人の気持ちに合わせて、別室から徐々に教室に向かえるようにするための工夫、教室での自然な迎え入れや学級・ホームルーム担任による働きかけが必要なケースも考えられます。

(3) 家庭訪問

家庭訪問の目的の1つは教職員から児童生徒に対して「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、安心させることにあります。本人と直接会えない場合は、保護者と話をしたり、持参したプリント類や本人に宛てたメッセージなどを届けたりすることも支援の1つです。

必要に応じて、関係機関等が連携したアウトリーチ支援(支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談・助言・指導を行うこと)や保護者へのサポートも視野に入れた家庭教育支援を活用することも考えられます。



相談してみませんか・・・学校内外の様々な人や機関が支える人を支えます

(1) 島根県教育センター・浜田教育センターの役割

学校教育や家庭教育に関する様々な不安や悩み、心配なこと(学習・生活・発達・対人関係など)を相談したり、出前講座や学校訪問を行ったりして、児童生徒・保護者・学校・教職員への総合的な支援を行っています。



島根県教育センターHP (教育相談) →



(2) SCとSSWの役割



心理の専門家であるSCは、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員などへの研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、様々な支援を行っており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしています。

福祉の専門家であるSSWは、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けのほか、関係機関等とのネットワークの構築、学校内におけるチーム体制の構築、保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っており、家庭支援に大きな役割を果たしています。

(3) 教育支援センターの役割



市町村教育委員会の中には、不登校児童生徒を支援する目的で教育支援センターを設置しているところがあります。ここでは、児童生徒や保護者へのカウンセリングに加え、学習支援や集団活動、ソーシャル・スキル・トレーニングや家庭支援まで、不登校児童生徒の社会的自立に向けた幅広い支援が行われています。在籍校との間で通所状況や活動記録を共有するなどの連携を行い、指導要録上の出席扱いとなる場合もあります。

島根県教育委員会HP (不登校の相談窓口) →



おわりに…

不登校の背景は多様化、複雑化しています。したがって、支援の方法に正解はありません。これまで各学校で行ってきた取組や、このリーフレットに例として記載した取組を丁寧に進めていくことが大切です。

子どもたちに関わる全ての人が互いに連携し、チームとして、取り組んでいきましょう。

島根県教育委員会教育指導課子ども安全支援室
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
TEL: 0852-22-6064 FAX: 0852-22-6265
E-mail: codomo@pref.shimane.lg.jp